

大和市告示第190号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、コナミスポーツ中央林間における通所型介護予防事業・口腔^{くわう}ケア講習（コナミスポーツ中央林間）の手数料の徴収事務を委託した件（平成27年大和市告示第117号）の一部を次のように変更する。

平成27年10月7日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 株式会社コナミスポーツクラブ
代表取締役社長 塩野 紀子